

令和元年度第2回
東京都国民健康保険運営協議会
資料

東京都福祉保健局
令和元年11月26日

目次

- 1 平成30年度東京都国民健康保険事業会計
決算について
- 2 令和2年度仮係数に基づく納付金等の
算定結果について
- 3 今後のスケジュール

1 平成30年度東京都国民健康 保険事業会計決算について

平成30年度東京都国民健康保険事業会計決算の概要

1 目的

区市町村が負担する保険給付に要する費用等に充てるため、区市町村に対して国民健康保険保険給付費等交付金の交付等を行う。

2 決算額

歳入	1,115,091,781千円
歳出	1,093,150,833千円
差引歳計剰余金	21,940,948千円

(単位:千円)

歳入		歳出	
事項	歳入額	事項	歳出額
分担金及負担金	453,848,517	管理費	72,961
国庫支出金	305,787,282	保険給付費等交付金	845,703,223
療養給付費等交付金	3,859,694	後期高齢者支援金	173,667,982
前期高齢者交付金	262,016,847	前期高齢者納付金	737,210
共同事業交付金	1,159,775	介護納付金	67,115,781
繰入金	88,416,054	共同事業拠出金	1,196,583
その他	3,612	その他	4,657,093
合計	1,115,091,781	合計	1,093,150,833

3 事業概要

■主な歳入事業

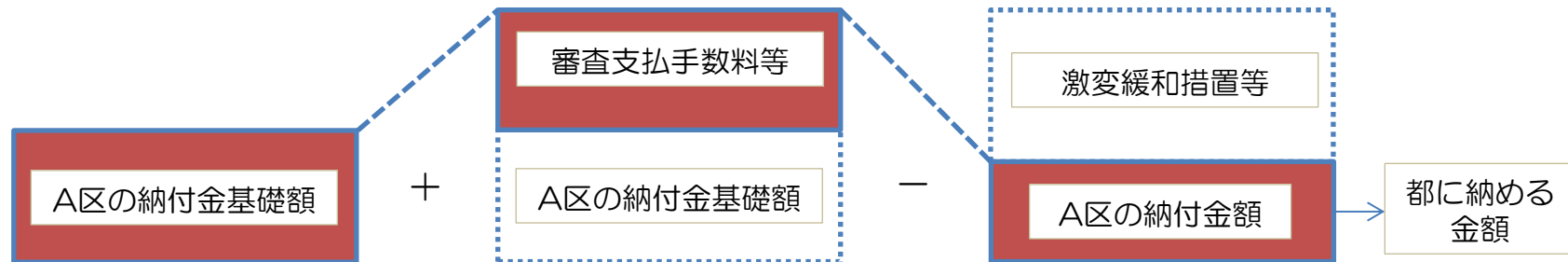
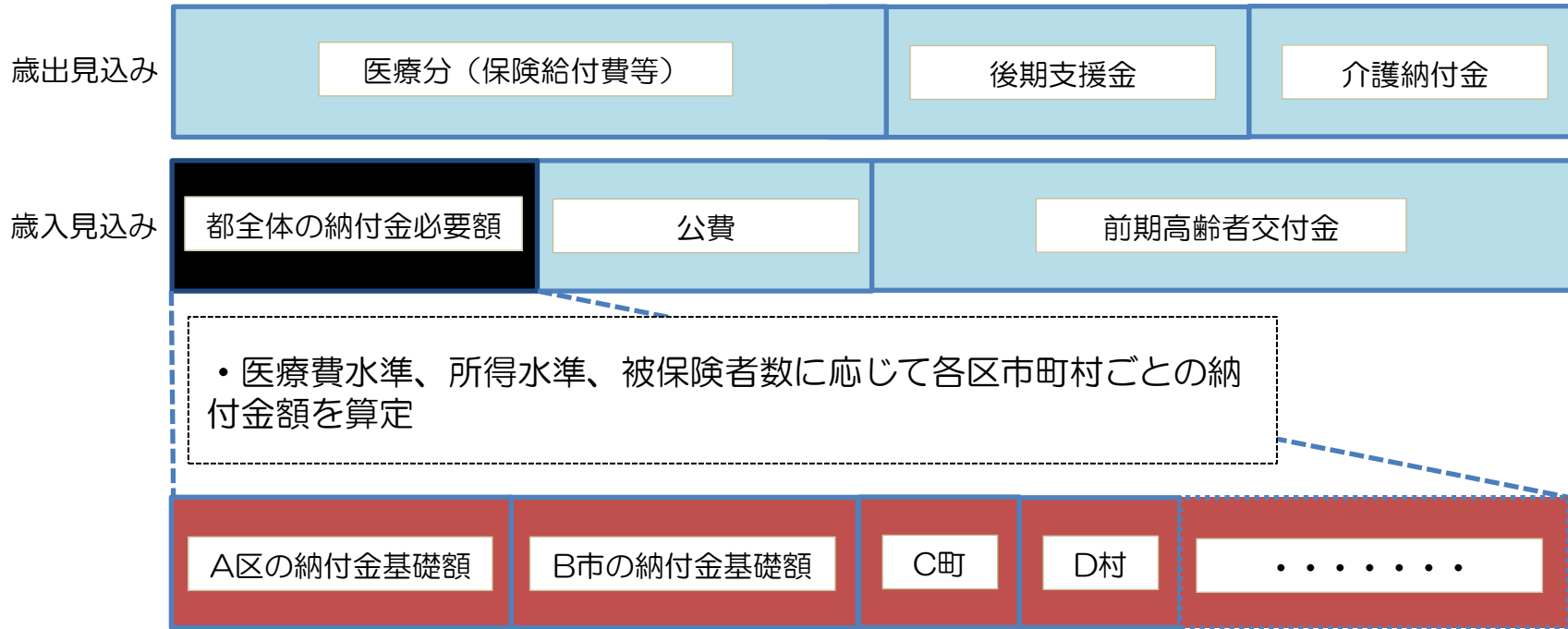
- (1) 分担金及負担金(国民健康保険事業費納付金) 453,848,517千円
都が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を
除いた額を国民健康保険事業費納付金の額として、区市町村ごとに決定
(区市町村ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準を反映)
- (2) 国庫支出金 305,787,282千円
国から療養給付費等負担金等を収入

■主な歳出事業

- (1) 保険給付費等交付金 845,703,223千円
区市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等
に要する費用その他の国民健康保険事業に要する経費を支出

2 令和2年度仮係数に基づく 納付金等の算定結果について

国保事業費納付金の算定(一般分)



・激変緩和措置の公費などの個別調整を行う。

納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

○医療費水準の反映

⇒全て反映

(理由)

- ・医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
- ・医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。

○所得水準の反映

⇒都の所得水準（医療分：1.33 応能分：応益分＝57：43（1.33：1））を反映

(理由)

- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

$$\begin{array}{l} \text{納} \\ \text{付} \\ \text{金} \\ \text{総} \\ \text{額} \end{array} \left[\begin{array}{l} 57 \\ \dots \\ 43 \end{array} \right] \left\{ \begin{array}{l} \text{応能分} \\ \text{応益分} \end{array} \right. \times \left[\begin{array}{l} \text{都全体に占める所得割合} \\ \text{都全体に占める被保険者数割合} \end{array} \right] \times \text{当該区市町村の医療費指数} = \text{当該区市町村の納付金}$$

■激変緩和措置

○医療費水準や所得水準が高い区市町村が納付金を多く負担するため、一部の区市町村においては、被保険者の保険料が上昇する可能性がある。

○被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、被保険者1人当たりの納付金の伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

令和2年度の公費について

○国は現行の定率国庫負担金等に加えて、1,700億円の公費を拡充

総額 1,700億円(全国)

令和2年度
仮係数
反映額(全国)
1,700億円

令和2年度
仮係数
反映額(都)
102億円+ α

○財政調整機能の強化

- 普通調整交付金
- 激変緩和のための暫定措置※
※予算額は、徐々に減少させ、普通調整交付金に移行
- 特別調整交付金（都道府県分）（子どもの被保険者数）
- 特別調整交付金（市町村分）（精神疾患・非自発的失業）

【800億円程度】

800億円

22億円+ α
※1

○保険者努力支援制度（都道府県分・市町村分）

- 医療費の適正化に向けた取組等を支援

【800億円程度】

1,000億円
（別途、特別調整
交付金より配分）

76億円

○特別高額医療費共同事業

【60億円程度】

60億円

4億円

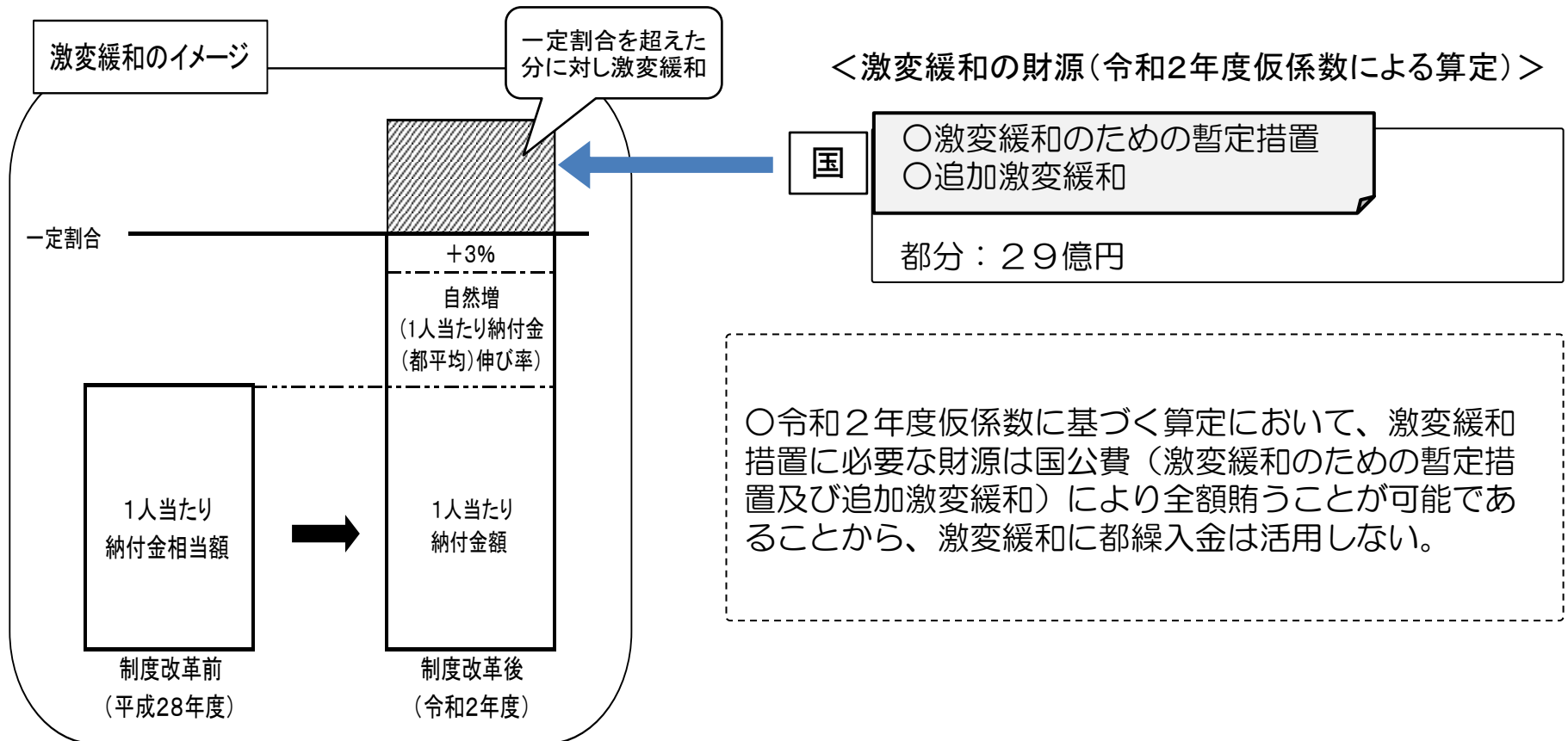
○その他、特別調整交付金（既存分）による追加激変緩和措置として9億円（全国80億円）を反映

※1 普通調整交付金、特別調整交付金の公費拡充分の額は不明

激変緩和措置(令和2年度)

○令和2年度の被保険者1人当たり納付金額を平成28年度の被保険者1人当たり納付金相当額と比較し、被保険者1人当たりの納付金伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

※法定外一般会計繰入分は、法定外一般会計繰入を実施していない区市町村との公平性の観点から激変緩和の対象外

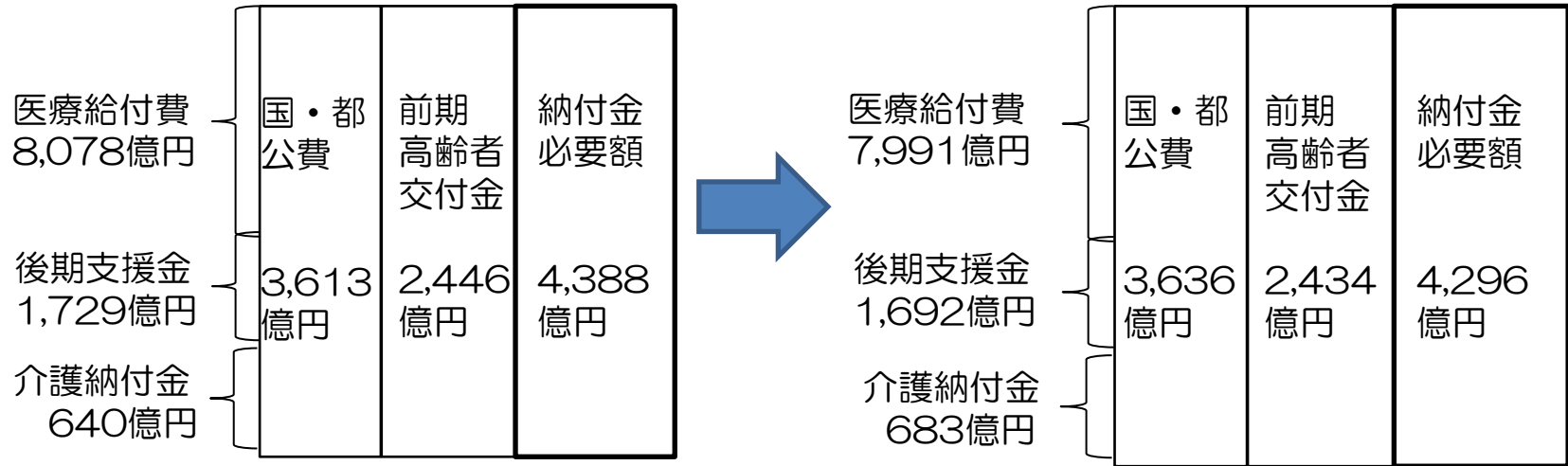


令和2年度仮係数に基づく納付金等の算定結果

○ 納付金必要額（一般分）

■平成31年度確定係数による算定

■令和2年度仮係数による算定



事項	H31算定 (確定係数)	R2算定 (仮係数)	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	294万4千人	284万5千人	▲9万9千人	▲3.3%
給付費総額	8,078億円	7,991億円	▲87億円	▲1.1%
1人当たり給付費等	274,400円	280,857円	6,457円	2.4%
納付金総額 ※	4,388億円	4,296億円	▲92億円	▲2.1%
1人当たり納付金額 ※	172,947円	177,480円	4,533円	2.6%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

1人当たり保険料の算定結果(激変緩和後)

◆ 令和2年度仮係数に基づく保険料算定額と平成31年度確定係数に基づく保険料算定額の比較

令和2年度仮係数に基づく保険料算定額	平成31年度確定係数に基づく保険料算定額	伸び率
155,349円	150,710円	3.1%

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり、実際の保険料額とは異なる。

標準保険料率の算定方法

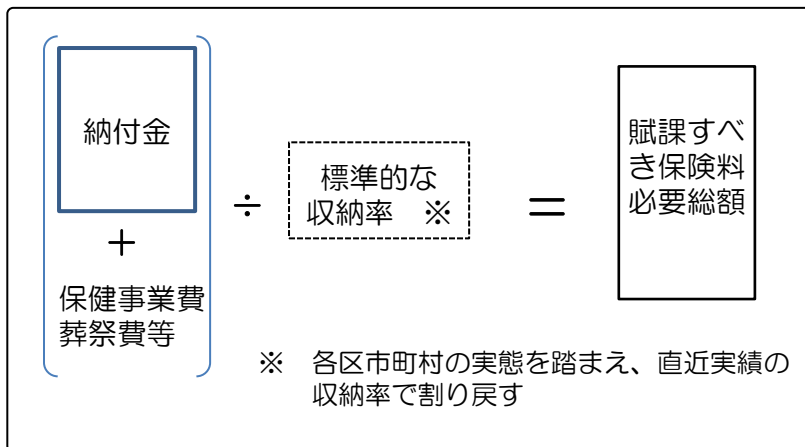
○ 標準保険料率の2つの役割

- (1) 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(いわゆる「モノサシ」としての機能)
- (2) 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○ 都道府県は、各区市町村に対し、以下の3つの標準保険料率を示す。

①	都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②	区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割)
③	区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準にもとづく保険料率(3方式(所得割・均等割・平等割等))

■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



- ②は、区市町村ごとの所得等を反映し、応能分・応益分に分けて算定
- ③は、区市町村ごとの算定方式(2・3・4方式)及び応能・応益分の割合に応じて算定(区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため、参考に提示)

3 今後のスケジュール

今後のスケジュール(案)

